株式会社フォーユー介護職員初任者研修講座（通信）　学則

（開講目的）

第1条　高齢者の多様化するニーズに対して介護サービスを提供するため、介護職員はサービス提供者として重要な役割を担っており、専門性の高い人材育成が求められている。
株式会社フォーユーは、介護総合支援サービス事業者として、地域の介護力のレベルアップを目指し、専門知識と介護の技能を持った介護職員の養成を目的とする。

（研修の名称）

第2条　研修の名称は以下のとおりとする。
「株式会社フォーユー介護職員初任者研修講座（通信）」

（研修の過程及び形式）

第3条　研修課程及び形式は以下のとおりとする。
介護職員初任者研修課程（通信）

2　講義を通信の方法によって行う地域は、静岡県内とする。

（研修会場の所在地）

第4条　研修会場の所在地は、別紙１「株式会社フォーユー介護職員初任者研修講座（通信）　研修会場一覧表」のとおり。

（研修期間）

第5条　研修期間はおおむね４か月とする。

（講師氏名）

第6条　研修を担当する講師は、別紙２「株式会社フォーユー介護職員初任者研修講座（通信）　講師一覧表」のとおり。

（遅刻、早退、欠席の扱い）

第7条　遅刻及び早退は、別に定める時間割表において該当する時間帯について、いかなる理由があっても欠席とみなす。

（研修時間数など）

第8条　研修時間数は、別紙３「株式会社フォーユー介護職員初任者研修講座（通信）　カリキュラム表」を最低基準とし、時間割表及び募集案内等にてその都度定める。

（通信形式による研修の実施方法）

第9条　通信形式による研修の実施方法は以下のとおりとする。

(1) 静岡県介護員養成研修指定事務取扱要綱別表第２の項目の欄の区分ごとに３問以上の課題（１問以上は論述式の課題とする。）を設定し、受講者から当該課題に係るレポートを提出期限までに提出させる。

(2) (1)で提出されたレポートの添削指導を行い、添削した結果に解説及び講師コメントを加えて受講者に返送する。

(3) 添削指導の結果、基準に満たない場合は、基準に達するまで再度指導評価を行う。

(4) (3)の評価は、100 点を満点としてＡ（90 点以上）、Ｂ（89～80 点）、Ｃ（79～70 点）、Ｄ（70 点未満）の区分で評価し、合格の基準とはＣ以上の評価とする。

（研修修了の認定方法）

第10条　第８条に定める研修の全日程及びその内容全てを履修した後、１時間程度の修了評価を受けて一定以上の評価を得た者を修了者と認める。

2　前項の全てを履修とは、「こころとからだのしくみと生活支援技術」の項目において、介護技術の習得が講師により評価されることを含む。

3　通信形式については次のように実施する。

(1) 通信課題を提出期限までに提出することとする。ただし、合格点に達しない場合は合格点に達するまで再提出を求める。

(2) 担当講師が、正解率 100 を満点として A(正解率 90 以上)、B(正解率 89～80)、C（正解率 79～70）及びD（正解率 70 未満）の区分で評価する。なお、合格とはＣ以上の評価であり、Ｄ評価を得た者については不合格とする。

4　第１項の修了評価は、筆記試験により行うこととし、100 点を満点として Ａ（90 点以上）、Ｂ（89 点～80 点）、Ｃ（79 点～70 点）及びＤ（70 点未満）の区分で評価する。なお、第１項の一定以上の評価とは C 以上の評価であり、D 評価を得た者については、必要に応じて補講を行うとともに、原則としては修了者と認定するに足るまで再評価を行う。

（受講申込手続）

第11条　受講申込手続は以下の（１）から（３）の手順により行い、（３）の完了を株式会社フォーユー（以下「当社」という。）が確認することで受講申込手続を完了したとみなす。

(4) 受付期間

開講日の概ね６週間前から受付を始め、２週間前で締め切る。

(5) 申込手続

別に定める「受講申込書」に必要事項を記載のうえ、当社に郵送、FAX、持参にて提出する。

(6) 受講決定通知等

当社から受講決定通知及び受講料納入通知書を受け、受講料を納入する。

2　委託研修事業等の受講申込手続き

その都度、募集案内等において定める。

（受講料等受講に際し必要な費用の額）

第12条　受講料等受講に際し必要な費用の額は以下のとおり。なお、受託研修等の場合は、その都度募集案内等において定める。

(1) 受講料及びテキスト代　　80,000 円（税込）内、テキスト代 7124 円（税込み）
(2) 傷害・賠償保険　　（当社負担）
(3) 補講料（講義及び演習）　1 時間につき　2,200 円（税込）
(4) 修了評価　　1 追試につき　5,500 円（税込）
(5) 修了証明書の再発行料　1 枚につき 550 円（税込）

（返金について）

第13条　受講申込手続完了後の返金はしない。

2　応募者が３名に満たなかった場合、振込手数料を当社負担として、振込された金額を返金する。ただし、次回講座を受講する場合は、その受講料への充当することも認める。

（保険加入）

第14条　介護労働講習等損害（傷害・賠償責任）保険は、全ての受講者が加入するものとし、これに係る一切の費用は当社が負担する。

（研修欠席者に対する補講の実施方法）

第15条　研修を欠席した者のうち、やむを得ない事情があると認められるものについて補講を行うものとする。また、補講に係る料金は第 12 条の規定により受講者が負担する。

（使用テキスト等）

第16条　研修に使用する教材は次のとおりとする。
一般財団法人　長寿社会開発センター出版
「介護職員初任者研修テキスト」

（受講取消）

第17条 受講生が以下のいずれかに該当すると認められた場合は、当社の判断により当該受講生の受講を取り消すことができる。

(1) 受講適否に係る必要な照会にへの回答を拒否した者。
(2) 学習意欲が著しく欠け、終了の見込みがないと認められる者。
(3) 研修の秩序を乱し、その他受講生としての本分に反した者。
(4) 受講継続意思がなく、「退講届」を提出した者。
(5) その他、当社が不適当とみなした者。

（退講）

第18条　第１７条により受講を取り消されるに至った者は退講扱いとし、書面によりその理由を示して通知する。

2　退講前に履修した当該研修については、その受講を全て無効とする。

（修了者管理）

第19条 当社は、修了者を静岡県知事に報告するとともに、修了者台帳で永年管理する。

（修了証明書の交付）

第20条 当社は、第 10 条により修了者と認定した者に対して、介護保険法施行令第３条第１項に定める証明書を交付する。

（修了証明書の再交付）

第21条　修了者のうち、修了証明書を破損又は紛失した者は、「株式会社フォーユー介護職員初任者研修講座（通信）修了証明書再交付申請書」を当社に提出することで再交付を受けることができる。

ただし、再交付にかかる料金は第１２条の規定により申請者が負担する。

（個人情報管理）

第22条　当社は、当該研修における個人情報について厳正に管理を行う。

2　受講生は、研修中に知り得た個人情報等を他に口外しないこととし、その旨を誓約書に記載して当社に提出する。

（附則）

第１条　この学則は、令和３年４月１日から施行する。